

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 8月24日
【届出者の名称】	株式会社中国銀行
【届出者の所在地】	岡山市北区丸の内 1丁目15番20号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町 3丁目 4番 4号 株式会社中国銀行 東京事務所
【電話番号】	東京 (03) 3242局1318番
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 松島 輝夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社中国銀行 (岡山市北区丸の内 1丁目15番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1丁目 8番16号)

(注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

(注6) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出にかかる公開買付けをいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当行は銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。また、当行の配当方針においては、安定配当12円を基本とし、配当と自己株式取得合計の株主還元率30%を目処としております。

かかる方針の下、平成23年6月下旬頃、当行の大株主で同年3月7日に会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）に基づく更生手続（以下「会社更生手続」といいます。）の開始が決定された株式会社林原（本書提出日現在の保有株式数11,316,819株、発行済株式総数（231,272,106株）に対するその保有する割合4.89%（小数点以下第三位を四捨五入））、同日に会社更生手続の開始が決定された株式会社林原生物化学研究所（本書提出日現在の保有株式数5,700,000株、発行済株式総数（231,272,106株）に対するその保有する割合2.46%（小数点以下第三位を四捨五入））及び同年5月25日に会社更生手続の開始が決定された太陽殖産株式会社（本書提出日現在の保有株式数7,903,866株、発行済株式総数（231,272,106株）に対するその保有する割合3.42%（小数点以下第三位を四捨五入））。以下、株式会社林原、株式会社林原生物化学研究所及び太陽殖産株式会社を総称して「林原グループ」といいます。）の保有する当行普通株式の全部について、林原グループに係る会社更生手続の管財人松嶋英機氏（以下「更生管財人」といいます。）より、当行に対し売却する意向がある旨の連絡を受けました。当行は、更生管財人からの連絡を契機として、当行普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当行の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当行が自己株式として取得することは、当行の1株あたり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与する資本政策であると判断いたしました。更に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当行の財務状態に大きな影響を与えないこと、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、自己株式の取得は当行の株主還元方針及び経営方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当行普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当行普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当行は、以上の検討及び判断を経て、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条第1項及び当行定款の規定に基づき、27,001,000株を上限として自己株式の取得を行うこと、ならびにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを、平成23年8月23日開催の当行取締役会において決議いたしました。また、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

なお、当行は更生管財人より、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部である24,920,685株（このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社が保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております（なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。）。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

231,272,106株（平成23年8月24日現在）

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	27,001,000	25,000,000,000

（注）取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は、11.67%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

(4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成23年8月24日（水曜日）から平成23年9月21日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成23年8月24日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金867円
算定の基礎	<p>当行は、買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の算定に際しては、当行普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当行普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当行普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しつるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成23年8月23日の前営業日（同年8月22日）までの過去90営業日間の当行普通株式の終値の単純平均値963円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当行普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益にも配慮し、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当行普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買付けることにいたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。</p>

	<p>当行は、平成23年6月下旬に更生管財人から林原グループが保有する当行普通株式売却の意向が示されたことを受け、当行普通株式の90営業日間の市場価格平均を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について更生管財人と協議を行ったところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。その後、当行は更生管財人より、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部である24,920,685株（このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社が保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております（なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。）。</p> <p>なお、買付価格である867円は、本公開買付けの実施を決議した平成23年8月23日の取締役会決議の前営業日（同年8月22日）の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値955円から9.21%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年8月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値の単純平均値966円（小数点以下を四捨五入）から10.25%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年8月22日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値の単純平均値970円（小数点以下を四捨五入）から10.62%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、買付価格である867円は、本書提出日の前営業日（平成23年8月23日）の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の普通取引の終値984円に対して11.89%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当行は銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を継続することを基本方針としております。また、当行の配当方針においては、安定配当12円を基本とし、配当と自己株式取得合計の株主還元率30%を目処としております。</p> <p>かかる方針の下、平成23年6月下旬頃、当行の大株主で同年3月7日及び同年5月25日に会社更生手続の開始が決定された林原グループの保有する当行普通株式の全部について、更生管財人より、当行に対し売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p> <p>当行は、更生管財人からの連絡を契機として、当行普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当行の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当行が自己株式として取得することは、当行の1株あたり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与する資本政策であると判断いたしました。更に、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当行の財務状態に大きな影響を与えないこと、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、自己株式の取得は当行の株主還元方針及び経営方針に合致すると判断いたしました。</p>

	<p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当行普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当行普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>当行は、平成23年6月下旬に、更生管財人から林原グループが保有する当行普通株式売却の意向が示されたことを受け、当行普通株式の90営業日間の市場価格平均を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について更生管財人と協議を行ったところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。その後、当行は更生管財人より、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部である24,920,685株（このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております（なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。）。</p> <p>上記の協議の結果、最終的に、過去の自己株式の公開買付事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考として、買付価格は、平成23年8月22日までの過去90営業日間の東京証券取引所市場第一部における当行普通株式の終値の単純平均値963円（小数点以下四捨五入）に対して10%のディスカウント率を適用して867円（小数点以下四捨五入）とすることを、平成23年8月23日開催の当行取締役会において決議いたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	27,000,000（株）	（株）	27,000,000（株）
合計	27,000,000（株）	（株）	27,000,000（株）

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数（27,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（27,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

なお、本公開買付けにおいて公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由した応募の受付は行われません。また、公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付も行われません。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（当行の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。

以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。（注2）

(イ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収率は20%（所得税のみ）となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(口) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し
印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）
福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート）
国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目9番1号
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金（円）(a)	23,409,000,000
買付手数料(b)	15,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	23,426,000,000

（注1）「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（27,000,000株）に1株あたりの買付価格（867円）を乗じた金額を記載しています。

（注2）「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。

（注3）「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

（注4）その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

（注5）上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	45,618,565,125円
	計	45,618,565,125円

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】 平成23年10月17日（月曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ） 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

- i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20%（所得税のみ）となります。
- ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記の部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

（ロ） 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年9月21日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成23年10月14日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、平成23年9月29日(木曜日)(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。)

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(27,000,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当行は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当行は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当行の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当行は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当行が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当行の大株主である林原グループは、当行普通株式24,920,685株（本書提出日現在）（発行済株式総数に対するその保有する割合は10.78%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しておりますが、更生管財人からは、当行が自己株式の公開買付けを決議した場合には、林原グループが保有する当行普通株式の全部（このうち、株式会社林原が保有する当行普通株式11,316,819株のうち11,316,000株、株式会社林原生物化学研究所が保有する当行普通株式5,700,000株の全て及び太陽殖産株式会社が保有する当行普通株式7,903,866株のうち7,903,000株について金融機関による担保権が設定されています。）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております（なお、林原グループが保有する当行普通株式の更生管財人による処分には、裁判所の許可が必要であり、本公開買付けの買付け等の期間中に更生管財人において裁判所の許可を受けた上で応募されることとなりますが、現時点では更生管財人において林原グループが保有する当行普通株式の処分に係る裁判所の許可を得られておらず、当該許可が得られなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。これに加えて、担保権が設定されている当行普通株式については本公開買付けの買付け等の期間中に担保権を解除した上で応募されることとなりますが、その解除ができなかった株式がある場合には、当該株式については応募がなされないこととなります。）。

当行は、平成23年8月16日に、「平成24年3月期第2四半期累計期間及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成24年3月期第2四半期累計期間及び平成24年3月期通期の業績予想の修正を行っております。以下の内容は当該内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

1. 平成24年3月期第2四半期累計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

連結業績予想修正

（単位：百万円）

	連結経常収益	連結経常利益	連結中間純利益	1株当たり 連結中間純利益
前回発表（5/13）（A）	64,000	10,000	6,000	26.06
今回修正（B）	61,000	13,000	7,500	32.58
増減額（B）-（A）	3,000	3,000	1,500	
増減率（%）	4.6	30.0	25.0	
（参考）前年同期実績 （22年9月期）	67,530	13,159	7,788	33.68

単体業績予想修正

（単位：百万円）

	経常収益	経常利益	中間純利益	1株当たり 中間純利益
前回発表（5/13）（A）	57,000	9,000	5,500	23.89
今回修正（B）	54,000	12,000	7,000	30.41
増減額（B）-（A）	3,000	3,000	1,500	
増減率（%）	5.2	33.3	27.2	
（参考）前年同期実績 （22年9月期）	59,461	12,259	7,430	32.13

2. 平成24年3月期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

連結業績予想修正

（単位：百万円）

	連結経常収益	連結経常利益	連結当期純利益	1株当たり 連結当期純利益
前回発表（5/13）（A）	125,000	17,500	10,500	45.61
今回修正（B）	124,000	31,500	19,000	82.54
増減額（B）-（A）	1,000	14,000	8,500	
増減率（%）	0.8	80.0	80.9	
（参考）前年同期実績 （23年3月期）	136,273	8,119	4,361	18.89

単体業績予想修正

（単位：百万円）

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表（5/13）（A）	111,000	16,000	9,500	41.27
今回修正（B）	110,000	30,000	18,000	78.19
増減額（B）-（A）	1,000	14,000	8,500	
増減率（%）	0.9	87.5	89.4	
（参考）前年同期実績 （23年3月期）	120,045	5,569	3,199	13.86

第2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

(1) 【発行者の沿革】

(2) 【発行者の目的及び事業の内容】

(3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

(1) 【連結貸借対照表】

(2) 【連結損益計算書】

(3) 【連結株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成23年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高株価(円)	1,010	988	955	987	1,000	1,049	1,014
最低株価(円)	952	791	916	915	909	980	913

(注) 平成23年8月については、8月23日までのものです。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第129期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 第130期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第131期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月5日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の第129期有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年7月30日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社中国銀行福山支店

（広島県福山市紅葉町1番1号）

株式会社中国銀行高松支店

（香川県高松市丸亀町3番地の6）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）